

# 告 発 状

東京地方検察庁 検事正 殿

平成28年7月21日

1、 告発人 市民連帯の会

代表 三井 環

(元大阪高検公安部長)

住所 〒142-0051

東京都品川区平塚 2-9-1-104

電話 & FAX 03-3783-1148

携帯電話 080-3772-0932

メールアドレス [mitsui@biscuit.ocn.ne.jp](mailto:mitsui@biscuit.ocn.ne.jp)

ホームページ <http://shimin-rentai.com/>

2、 被告発人

①週刊文春、編集担当者

## ②週刊文春、経営担当者

編集担当者および経営担当者については、捜査の上、特定されたい。

### 3、 告発事実

被告発人週刊文春 平成28年7月28日号（発売同年7月21日）は、「鳥越俊太郎 女子大生淫行疑惑」というタイトルの下、虚偽の事項を記載し、または事実を歪曲して記載するなどとして、選挙期間中であるにもかかわらず、あえて約4頁にわたって、鳥越俊太郎の顔入り写真を報道し、選挙の公正を害したものである。

### 4、 罪名および罰条

公職選挙法第235条の2の1号、（2年以下の禁固、または30万円以下の罰金）

### 5、 告発の経過

東京都知事選挙は平成28年7月14日、告示され、自民党および公明党推薦、無所属、増田ひろや。無所属、小池ゆりこ。無所属、鳥越俊太郎の3人が熾烈な争いを繰り広げている。鳥越俊太郎は野党共闘、増田ひろやは自民・公明推薦で、小池ゆりこは無所属であるが、自民党を離脱しないまま、三つ巴の闘いになっている。

ところが、平成28年7月20日、週刊文書に対して、あらかじめ記事が出ることを察知した鳥越俊太郎の代理人、弘中惇一郎ほか1名は、週刊文春編集部に対して、抗議文を送付した。それにもかかわらず、21日発売の週刊文春に上記記事が掲載された。

抗議文の主眼は、選挙妨害になるとのことである。

告発人は、7月21日、週刊文春の上記記事を購入し検討した結果、告発する決断をした。

選挙の自由妨害は、民主主義の最も基本となるものであって、これが、週刊誌の記事によって、根底から覆されることになると、公正な選挙が期待しがたい。

記事の内容が真実であるか否かは、問うところではない。

その週刊文春の記事によって、選挙民が大きな影響を受けることは避けがたい。

このような選挙期間中に敢えて週刊文春が出版すること自体、大きな疑義があり、とんでもない時期に出版したものだとして、告発人は驚きを隠せない。

約14年も前の出来事を、当事者ではないその夫の伝聞だけで記事が構成されている。それも、当時、女性は20歳だということで

あるので、条例等に抵触することはなく、淫行の事実も全くない。

キスした点については、夫は、これを認めているようであるが、鳥越俊太郎本人は強く否定している。そもそも、20歳の女性が、鳥越俊太郎の別荘について行くこと自体、何らかの意図があったと思われる。

一番重要な視点は、当該女子大生には、当時、つきあっていた彼がいた。それにもかかわらず、鳥越俊太郎の自宅に行ったり、一人で別荘に泊まるなどしていることを鑑みれば、その女子大生は相当に手練れの女ではないのか。その女子大生とつきあっていた男が、今回の週刊文春の記事に登場する匿名告発人、永井一晃なのである。

鳥越俊太郎とは、結局、朝まで淫行等の犯罪の事実は全くない。どう検討しても、犯罪の事実を立証できない。

それなのに週刊文春が、淫行疑惑があるなどと、大々的に報道した。これは虚偽報道である。

この種の事案は、当事者から取材をして、何が真実であるのか、かためる必要があるが、当事者の女性からは何らの取材もしていない。むしろ、取材が出来なかったというべきであろう。結局は、その女性の夫の取材だけしかない。その取材内容である週刊文春の記

事をみても、鳥越俊太郎には、何ら犯罪性がないことは、誰の目にも明らかである。

したがって、週刊文春が本件記事を掲載した唯一の目的は、鳥越俊太郎候補に対する選挙妨害であるというほかはない。

むしろ、小池ゆりこ候補の過去の数々の異性との出来事が、国会議員に当選する前後および今日までの関係出版物の記事によると、当時の有力者といわれる男性の名前を本件記事のように、匿名ではなく、特定して、男を踏み台にしてのし上がってきた旨、論評されている。それらは、今回の東京都知事選挙期間中でない時期に報道されたものである。

小池ゆりこ候補は、選挙公約で透明性を確保するという主張をしているのであるから、過去の報道されている内容をきちんと説明する義務がある。鳥越俊太郎候補の事件は、既に週刊文春が刑事告訴されているので、いずれは真相は明らかになるであろう。

6、捜査は極めて簡単である。その女性と、週刊誌に登場する匿名の夫および鳥越俊太郎から事情聴取すれば、犯罪性がないことは明らかとなる。ただ、投票日が7月31日であるので、それ以前に、東京地検が結論を出さないことには、選挙の公正を害したまま、有権

者は投票することになる。それでは、東京地検が公平を害する事実があるのに、これを看過し、見逃すことによって、結局は鳥越俊太郎候補の得票数が減少することになって、ひいては、東京地検のおかげで、落選の憂き目に会う可能性もある。

したがって、投票日前に結論を出すよう、捜査を望みたい。

7、鳥越俊太郎の代理人である弘中惇一郎ほか1名の告発状は、いまだに私どもが入手していないので、その告発状を参考にした事実は全くない。

また、鳥越俊太郎候補とは、ザ・スクープが収録された5－6年前に一度会っただけで、それ以後は、まったく直接会っていない。

8、週刊文春の担当者および経営者に対しては、民主主義を崩壊する暴挙であるので、嚴重処罰を望みたい。

なぜ、選挙期間中のこのような時期に、週刊文春が報道したかといえは、その理由はひとつしかない。

鳥越俊太郎の女性票を減少させ、小池ゆりこ及び増田ひろやの得票を伸ばす以外の目的は考えられない。その片棒を週刊文春という報道機関が担った可能性が極めて強い。

場合によっては、政権与党あるいは小池陣営から、週刊文春に対

して、協力依頼があった可能性も否定できない。徹底した捜査をすれば、週刊文春に対して、金銭の授受あるいは協力依頼の文書等が押収されるかもしれない。

何ら犯罪性もないのに、時効も完成しているのに、真っ白な事案をあたかも真っ黒な事件だと報道し、読者を戸惑わせるこの手法は、極めて悪質である。

読者は、何が真実なのか、それを検証するすべがない。

だが、この告発状を読んでいただければ、どこにも犯罪性がないことは明らかである。

なぜ、「淫行疑惑」という大々的な報道をしたのか。その責任は極めて悪質である。